

## 第6期昭島市障害福祉計画（素案）における前回までの資料からの主な変更点について

下線は、修正部分を示す。

修正後	修正前
P39ページ (8) 福祉サービスの利用について 利用状況と利用意向についての数値追加	
P59ページ 第4章 計画の基本的な考え方 第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービスの区市町村の地域生活支援事業の事業 <u>自発的活動支援・成年後見制度法人後見</u>	第4章 計画の基本的な考え方 第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービスの区市町村の地域生活支援事業の事業 <u>その他必要な支援</u>
P63ページ 第5章 第1節 とともに支え合う共生のまち 1 相談支援体制と情報提供の充実 事業内容に <u>基幹相談支援センターの設置に向けた検討を新規に追加。</u>	
P72ページ 第2節 子どもを健やかに育むまち 2 特別教育・インクルーシブ教育の推進 <b>【課題と現状】</b> の四ツ目の見出しに「 <u>副籍</u> 」の課題と現状を追加。	
P73ページ 教育部門と福祉部門が一体となった <u>総合相談窓口を設置し、教育や発達の悩みや心配事について、相談・支援体制を構築します。</u>	教育部門と福祉部門が一体となった総合相談窓口の <u>開設に向けた検討</u> を行うなど、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。
P75ページ 第3節 自分らしく暮らせるまち 1 暮らしを支えるサービスの充実 ○地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、障害のある方の社会参加や日中活動の充実を図りつつ、 <u>知的障害のある方が活動できる場所についても関係機関と連携しながら検討を進めていきます。</u> ○特別支援学校卒業後、平日の日中活動が終了した後や週末・休日の過ごし方などについて、どのようなニーズがあるのか検討します。 ○ヘルパー不足の解消に向けて、引き続きガイドヘルパーを養成する研修を実施し、人材の確保を図ります。	第3節 自分らしく暮らせるまち 1 暮らしを支えるサービスの充実 ○地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、障害のある方の社会参加や日中活動の充実を図ります。 ○特別支援学校卒業後、平日の日中活動が終了した後や週末・休日の過ごし方などについて、どのようなニーズがあるのか検討し、 <u>必要なサービス提供を図ります。</u>
P78ページ 事業内容の最後に「 <u>移動支援従事者養成研修の実施</u> 」を「福祉人材の育成と地域との連携」から移動	

修正後		修正前	
P93ページ 第6章 3 地域生活支援拠点等の整備		P93ページ 第6章 3 地域生活支援拠点等の整備	
目標値設定の考え方	○地域生活支援拠点等の整備について、第5期計画期間中に立川基地跡地の国有地の活用を含め検討を進めてきたが、令和元年度に国有地の活用を見送りにすることが決定した。今後は、これまでの地域生活支援拠点プロジェクトからの「地域生活支援拠点に求める機能」の提案を踏まえて、令和3年度中に地域支援協議会と市有地を活用して市内に不足している障害者施設の規模や機能等、具体的な取りまとめを行い、令和5年度中に基幹相談支援センターを含めた面的な整備の方向性を決定することを目標とする。	目標値設定の考え方	○地域生活支援拠点等を整備することについて、市内にある様々な障害のある方を支える資源の活用や連携を図るため、これまでの検討を踏まえ、面的整備型として令和5年度末までに1か所設置する。
目標値	優先度の高い機能から段階的に整備を進める	目標値	1か所（令和5年度末）
P95ページ 4 福祉施設から一般就労への移行等 (1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 ※就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数については、市内にA型事業所がないため、数値等の設定はしませんが、誘致等を含めて開設の検討を進める。		P42ページ 4 福祉施設から一般就労への移行等 (1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 ※就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数については、市内にA型事業所がないため、目標値として設定しない。	
(3) 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合 ※市内に就労定着支援事業所がないため、数値等の設定はしませんが、誘致等を含めて開設の検討を進める。		(3) 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合 ※市内に就労定着支援事業所がないため、目標値としては設定しない。	
P97ページ 第2節 障害児福祉計画における成果目標 (2) 重症心身障害児の支援体制の整備		P44ページ 第2節 障害児福祉計画における成果目標 (2) 重症心身障害児の支援体制の整備	
目標値設定の考え方	○令和元年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所確保されていることを踏まえ、当該事業所と連携し取組を進めます。また、新たな事業所の確保について検討します。	目標値設定の考え方	○令和元年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所設置されていることを踏まえ、引き続き、身近な地域で支援を受けることができるよう努めます。
目標値	1か所以上の確保	目標値	1か所以上の設置